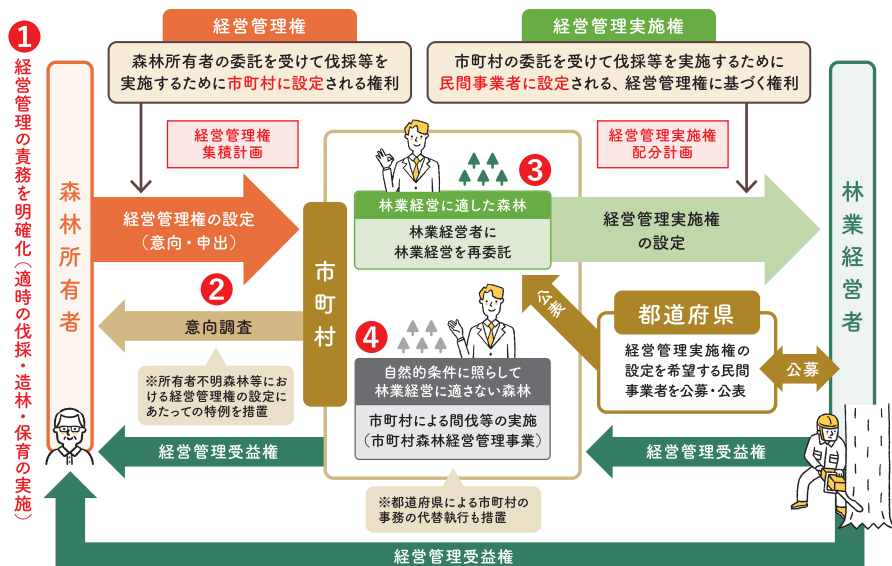


森林経営管理制度の概要

(平成31年4月1日施行)

制度の主な流れ

- 1 森林所有者による森林の経営管理の責務を明確化(法第3条第1項「森林所有者は、その権原に属する森林について、適時に伐採、造林及び保育を実施することにより、経営管理を行わなければならない」)
- 2 市町村が意向調査を実施し、森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受ける(※所有者が不明な場合にも特例を措置)
- 3 林業経営に適した森林は、市町村が林業経営者に再委託
- 4 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林は、市町村が自ら管理を実施



林野庁ホームページもご覧ください。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/keieikanri/sinrinkeikanriseido.html>



お問い合わせ

林野庁 森林整備部 森林利用課 森林集積推進室 東京都千代田区霞が関1-2-1 電話 03-6744-2126
または森林の所在する市町村の林務担当窓口(具体的な連絡先は各市町村の総合案内にお問い合わせください)

あなたの“森林” 手入れができていますか？



近隣住民

近くの森林が
全然手入れされて
ないけど、
大雨で崩れないかな…



あなたの森林を
市町村に委ねることで
**災害を
防止できる**
かもしれません



地元の市町村

地域の資源として
活用したいけど、
所有者が分からなくて
連絡がとれないな…

あなたの森林を
市町村に委ねることで
**地域のために
活かせる**
かもしれません



地元の事業者

隣の所有者が
同意してくれたら、
森林をまとめて
管理できるのにな…



あなたの森林を
市町村に委ねることで
**木材として
活用できる**
かもしれません



市町村を通じてあなたの森林を活かす仕組み、
それが「森林経営管理制度」です。

林野庁

あなたの森林を 活かすためにできること



日本の国土の約3分の2は森林で、戦後に植えられた人工林が大きく育ってきています。一方で、世代交代や暮らしの多様化などの理由で手入れがされなくなった森林が多くあります。

近くの森林が全然手入れされていないけど、
大雨で崩れないかな…

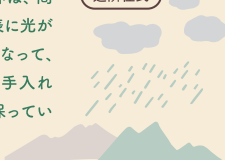


近隣住民



あなたの森林を市町村に
委ねることで、災害を防止
できるかもしれません

森林のうち人が植えて育てた人工林は、間伐などの手入れを行わなければ、地表に光が十分に届かず、下層植生が乏しくなって、災害に弱い森林になりかねません。手入れを行うことで、森林の機能を健全に保っていくことができます。



地域の資源として活用したいけど、
所有者が分からなくて連絡がとれないな…

地元の市町村

森林の約3割は相続登記が行われていないこと等により、所有者がただちに判明しない状況になっています。所有者が誰なのか容易に分らないままだと、森林の整備を行うことができず、地域の重要な資源である森林の有効活用を図ることができません。

あなたの森林を市町村に
委ねることで、地域のために
活かせるかもしれません



隣の所有者が同意してくれたら、
森林をまとめて管理できるのにな…



地元の事業者

森林の持ち主の約9割は、林業をするには小さな所有規模です。小さい面積でも、意欲のある林業経営者が、周りの森林と一緒にまとめることで、道を整備して、一体的に手入れを行うことができるようになります。木材生産が可能となる場合もあります。



あなたの森林を事業者
に委ねることで、木材として
活用できるかもしれません

人と森林をつなぐために

手入れが十分に行き届いていない森林の整備を進めていくために、「森林経営管理制度」ができました。

森林を所有している方には、適切な手入れなどの経営管理を行う義務があります。ご自身で森林を管理するのが難しい場合や、相続などで受け継いだ森林の扱いにお困りの場合は、一度、お持ちの森林がある市町村へお問い合わせ下さい。

森林経営管理制度

森林の **経営** や **管理** を 市町村に任せるものです



市町村が
調査票を送付



森林所有者は
調査票に記入し返送

市町村が森林所有者の意向を確認

市町村が森林所有者に対して、これまでどのように管理してきたか、これからどのように管理していくかについて、意向調査を行います。

市町村への経営管理の
委託を希望する場合



地元の市町村
集積計画案
の提示



森林所有者
集積計画案
に同意

市町村が経営管理権を設定

意向調査で市町村への委託希望の回答があった森林で、市町村が必要と判断した場合は、森林所有者と同意の上、市町村が経営管理の委託を受けます（市町村ごとに委託を受ける基準が異なりますので、市町村に委託できない場合もあります）。

林業経営に向かない森林は 市町村が管理

Aさんの森林は、林業経営には向いていませんでしたが、集落から近く、土砂崩れのおそれがあったので、防災のための間伐が行われました。



自分では管理できずに困っていましたが、地域の安全・安心につながって、とてもうれしいです。

林業経営に向いている森林は 市町村が林業経営者に任せる

Bさんの森林は、周りの森林と一緒に管理することで、林業経営が可能になりました。市町村から委託を受けた林業経営者による木材生産が行われました。



この制度をきっかけにして、放置していた森林が整備され、木材の販売収入も得られました。